

宮城県高等学校野球連盟広告掲載等基準

宮城県高等学校野球連盟広告事業実施要綱（令和 7 年 4 月 1 日施行）第 3 第 2 項の基準は、次のとおりとし、平成 1 9 年 1 0 月 1 日から適用する。

1 広告全般に関する基本的な考え方

- (1) 宮城県高等学校野球連盟の広告事業に対する一般の方々の理解を得られるよう、広告等は、広告媒体の公共性と信頼性を損なうものであってはならないこと。
- (2) 広告等についての一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 屋外広告に関する基本的な考え方

屋外広告物（屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 2 条第 1 項に規定される屋外広告物をいう。）の内容及びデザインについては、当該屋外広告物を掲出する地域の特性に配慮するとともに、周辺的美観風致を著しく阻害するものであってはならないこと。

3 規制業種又は事業者

次に定める業種又は事業を営む者の広告等の掲載等を行わないこと。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条に規定するもの
- (2) 消費者金融・高利貸しに係るもの
- (3) ギャンブルに係るもの
- (4) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）又は会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）による再生手続又は更生手続中の事業者
- (5) 県の指名停止措置を受けている事業者
- (6) 法令等に基づき事業停止等の重大な不利益処分を受けている事業者
- (7) 自らの責めに帰すべき事由により、社会的信用を著しく失墜している事業者
- (8) その他連盟の広告事業として不適切と認められるもの

4 掲載基準

次に定めるものの広告等の掲載等を行わないこと。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 人権侵害、差別又は名誉き損となり、又はなるおそれのあるもの
- (4) 青少年の健全な育成を阻害し、又は阻害するおそれのあるもの
(例) 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現
残酷な描写やわいせつなイメージを与えるもの など
- (5) 政治性又は宗教性のあるもの
- (6) 不当な比較広告又はひぼう・中傷等
- (7) 消費者トラブル未然防止の観点から掲載が不適当と思われるもの
(例) 広告の趣旨が不明確なもの

責任の所在が不明確なもの

誇大な表現や消費者に誤認されるおそれのある表現 など

- (8) 著しく射幸心をあおるもの
- (9) 意見広告
- (10) あたかも連盟が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (11) その他連盟の広告事業として不適切と認められるもの

5 個別の基準

この基準に規定するもののほか、個別の広告事業の性質に応じて、広告等の内容及びデザイン等に関するそれぞれの基準を作成することができること。